

この秋、警視庁が「車道の右側通行」や「徐行せずに歩道通行」など4つの違反行為について取締りを強化し、悪質な場合に「赤切符」を交付している、と各メディアが報じました。都内で自転車が加害者となる事故が相次いでいることが背景にあるようです。

実は今年1月に警察庁から各都道府県の警察に対し、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」と題した通達が出ています（詳細は文末 URL ご参照）。

これには「推進すべき対策」として、以下4項目が盛り込まれています。

1. 自転車通行空間の整備
2. 基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を図る交通安全教育・広報啓発の推進
3. 自転車利用者による交通違反に対する指導取締りの強化
4. 自転車指導啓発重点地区・路線の選定等

冒頭に挙げた、都内での取締り強化も上述「3.指導取締りの強化」の一環とみられます。この中で、自転車利用者による交通違反が行われた場合に警察官の警告に従わなかったり、他のクルマや歩行者に危険を生じさせたときは、赤切符を積極的に活用して検挙することとしています。

このような通達が出ていることから、各道府県にも同様の動きが広がることが見込まれます。

また上述「4. 指導啓発重点地区・路線の選定」では、指導啓発の対象地区を都道府県警察のウェブサイトや電子メール、交番新聞、市区町村の広報紙などで知らせること、指導啓発や取締りを毎月1日以上設けることなども盛り込まれています。

各校におかれましては、学校や生徒の自宅周辺が上述の対象地区にあたるか情報収集すると共に、あらためて自転車利用時のルール・マナーを遵守するよう指導、注意喚起をされてはいかがでしょうか。

尚当財団では、自転車の取締り強化に関する動画を制作しており、近日公開予定です。公開の際は当メルマガにてご案内します。

警察庁通達「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」

<https://www.npa.go.jp/laws/notification/kyokucyou1.pdf>

---

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。

つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信
2. SNS でのコメント、返信  
    ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyokuiku>  
    フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>